# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険の保険給付に関する事務書	基礎項目評価

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

香川県善通寺市長

#### 公表日

令和4年12月21日

#### I 関連情報

連絡先

_I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務				
②事務の概要	善通寺市は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び善通寺市国民健康保険条例(昭和34年善通寺市条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務  2 国民健康保険の保険給付に関する事務  (1) 保険給付の支給  (2) 第三者行為に関する事務  (3) 不正、不当利得に関する事務  (4) レセプト情報の過誤の確認  (5) 特定健康診査の実施  3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)  4 公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務				
③システムの名称	<ul><li>1. 市町村事務処理標準システム</li><li>2. MICJET番号連携サーバー</li><li>3. 中間サーバー</li><li>4. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li><li>5. 医療保険者等向け中間サーバー等</li></ul>				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)国民健康保険情報ファイル	L				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第1条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第13号				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 (別表第2における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) ・番号法第19条第8号 (別表第2における情報照会の根拠) (42、43の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第7条第4号 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではな〈オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	保健福祉部保健課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	善通寺市 保健福祉部 保健課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6308				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					

善通寺市 保健福祉部 保健課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6308

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果					
基礎項目評価の実施が義務付けられる					

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類				
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	《重点項目評価書 《全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	キャトワークシステ	- ムを通じ	た入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			0 ]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	<b>E除く。)</b> [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・唇	<b>多発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

### 変更箇所

変更箇所変更日		変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	項目 I-1-③システムの名称	2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改革に伴う変更
平成29年6月1日	I −1−②事務の概要	善通寺市は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び善通寺市国民健康保険条例(昭和33年3月3日条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 (1) 保険給付の支給 (2) 第三者行為に関する事務 (3) 不正、不当利得に関する事務 (4) レセプト情報の過誤の確認 (5) 特定健康診査の実施	善通寺市は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び善通寺市国民健康保険条例(昭和34年善通寺市条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 (1) 保険給付の支給 (2) 第三者行為に関する事務 (3) 不正、不当利得に関する事務 (4) レセプト情報の過誤の確認 (5) 特定健康診査の実施	事後	評価書の見直しによる記載内容の修正
平成29年6月1日	I-3法令上の根拠	1.1以子級における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と いう) (平成25年5月31日法律第27号)第9条1項、別 表第1の30の項 2.番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の30の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条	事後	評価書の見直しによる記載内容の修正
令和1年6月21日	Ⅱ -1対象者人数 いつ時点の計数か	平成27年5月21日 時点	令和元年6月10日 時点	事後	時点修正
	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月21日 時点	令和元年6月10日 時点	事後	時点修正
令和1年6月21日	I 関連情報 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務  2 国民健康保険の保険給付に関する事務  (1) 保険給付の支給  (2) 第三者行為に関する事務	新様式に変更 善通寺市は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び善通寺市国民健康保険条例(昭和34年善通寺市条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。 1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 (1) 保険給付の支給 (2) 第三者行為に関する事務	事前	オンライン資格確認システムの 導入に伴うもの
令和2年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	(3) 不正、不当利得に関する事務 (4) レセプト情報の過誤の確認 (5) 特定健康診査の実施  1. Acrocity国民健康保険 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	(3) 不正、不当利得に関する事務 (4) レセプト情報の過誤の確認 (5) 特定健康診査の実施 3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の 取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)  1. Acrocity国民健康保険 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	オンライン資格確認システムの 導入に伴うもの
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条1項、別表第1の30の項 2. 番号法別表第1の主務省令で定める事務を	5. 医療保険者等向け中間サーバー等 1. 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、	事前	オンライン資格確認システムの 導入に伴うもの
令和2年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、 58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) ・番号法第19条第7号 (別表第2における情報照会の根拠) (42、43の項)	・番号法第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) (1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) ・番号法第19条第7号 (別表第2における情報照会の根拠) (42、43の項) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認システムの 導入に伴うもの
令和2年4月1日	Ⅱ −1対象者人数	   令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	 事後	時点修正
会€00年4日1日	いつ時点の計数か Ⅱ -2取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	いつ時点の計数か  I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	58、62、80、87、88、93、97、106、120の項) ・番号法第19条第7号 (別表第2における情報照会の根拠) (42、43の項)  〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではな〈オンライン資格確認の準備として機	関別符号を取得する等)		番号法の一部改正(令和3年9 月1日施行)に伴うもの
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	<ol> <li>Acrocity国民健康保険</li> <li>MICJET番号連携サーバー</li> <li>中間サーバー</li> <li>国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>	市町村事務処理標準システム     MICJET番号連携サーバー     中間サーバー     国保総合システム及び国保情報集約システム     医療保険者等向け中間サーバー等	事後	基幹業務システムの再構築に 伴うもの
令和4年12月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	和34年善通寺市条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 (1) 保険給付の支給 (2) 第三者行為に関する事務 (3) 不正、不当利得に関する事務 (4) レセプト情報の過誤の確認 (5) 特定健康診査の実施 3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の	善通寺市は国民健康保険法(昭和33年法律 第192号)及び善通寺市国民健康保険条例(昭和34年善通寺市条例第9号)に基づき、国民健康保険(保険給付)に関する事務において取り扱う。  1 国民健康保険における被保険者証、被保険者資格者証明書、高齢受給者証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関する事務 2 国民健康保険の保険給付に関する事務 (1)保険給付の支給 (2)第三者行為に関する事務 (3)不正、不当利得に関する事務 (4)レセプト情報の過誤の確認 (5)特定健康診査の実施 3 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) 4 公金受取口座を活用した保険給付の支給に関する事務	事前	公金受取口座の運用開始に伴うもの
	Ⅱ-1対象者人数	<u>───</u>	令和4年12月1日 時点	事後	時点修正
节和4年12月21日	いつ時点の計数か Ⅱ - 2取扱者数	令和2年4月1日 時点	7和4年12月1日 時点	于区	*1 MIST